

随意契約理由書

1 工事名称

東部方面管内外 1 道路照明灯等道路公園附属設備補修工事（緊急）

2 契約の相手方

辻本総合設備株式会社

3 随意契約理由

「各方面管内道路照明灯等道路公園附属設備補修工事」（以下、補修工事という。）は、道路公園附属設備の補修を行うものであり、安全・安心なまちづくりの観点から主に道路照明灯、公園照明灯が不点灯となった際にランプや器具を交換し正常状態への復旧や、交通事故等で倒壊した道路照明灯等の応急措置や二次災害防止の処置を施すため毎日 24 時間体制で緊急連絡を受ける体制をとるための「緊急補修工事」が含まれる工事であるため年間を通じて契約が途切れないように発注を行っているものである。

今回、入札手続き中であった東部方面管内道路照明灯等道路公園附属設備補修工事-2、北部方面管内道路照明灯等道路公園附属設備補修工事-2において入札取り止めとなった。今後新たな工事を発注するため契約管財局と協議を行っているが、法令に定められた見積期間等を確保する必要があるため、契約までに日数を要する状況となっている。

「緊急補修工事」が施工出来なければ、道路閉鎖や二次災害などを発生させ市民生活への影響が出るため、「緊急補修工事」を早急に契約する必要がある。

上記業者は現在「東部方面管内道路照明灯等道路公園附属設備補修工事」を受託していることから業務内容を把握し、工事に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能であり、あらためて受注者を選定する事と比較し契約の短縮を図ることができる。

以上の事から、辻本総合設備株式会社を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 6 号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 工事名称

南部方面管内外 1 道路照明灯等道路公園附属設備補修工事（緊急）

2 契約相手方

株式会社サンテック

3 随意契約理由

「各方面管内道路照明灯等道路公園附属設備補修工事」（以下、補修工事という。）は、道路公園附属設備の補修を行うものであり、安全・安心なまちづくりの観点から主に道路照明灯、公園照明灯が不点灯となった際にランプや器具を交換し正常状態への復旧や、交通事故等で倒壊した道路照明灯等の応急措置や二次災害防止の処置を施すため毎日 24 時間体制で緊急連絡を受ける体制をとるための「緊急補修工事」が含まれる工事であるため年間を通じて契約が途切れないように発注を行っているものである。

今回、入札手続き中であった南部方面管内道路照明灯等道路公園附属設備補修工事-2、西部方面管内道路照明灯等道路公園附属設備補修工事-2において入札取り止めとなった。今後新たな工事を発注するため契約管財局と協議を行っているが、法令に定められた見積期間等を確保する必要があるため、契約までに日数を要する状況となっている。

「緊急補修工事」が施工出来なければ、道路閉鎖や二次災害などを発生させ市民生活への影響が出るため、「緊急補修工事」を早急に契約する必要がある。

上記業者は現在「南部方面管内道路照明灯等道路公園附属設備補修工事」を受託していることから業務内容を把握し、工事に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能であり、あらためて受注者を選定する事と比較し契約の短縮を図ることができる。

以上の事から株式会社サンテックを契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 6 号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-7261）